○センター施設等の利用及び管理に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大分県立職業能力開発校規則（昭和３９年大分県規則第５５号。以下「規則」という。）第１９条の規定に基づき、大分職業訓練センター（以下「センター」という。）の研修室、視聴覚室、実習室（以下「研修室等」という。）、設備（以下「研修室等」とあわせて「施設等」という。）の利用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用目的）

第２条　施設等は、事業主や事業団体等が、各種の職業訓練や研修会・講習会等を行うために利用することができる。

（利用時間）

第３条　利用時間は、規則第１１条の規定に定めるところによる。

２　利用時間には、準備、撤去、片付けの時間も含まれるものとする。

３　利用は１時間単位とし、１時間に満たない端数の利用時間は１時間とする。

（利用申込手続）

第４条　施設等を利用しようとする者は、電話、ファックス、来所による利用申込（以下「電話等による利用申込」という。）若しくは施設予約システムによる利用申込（以下「システムによる利用申込」という。）により、規則第１３条第１項の大分職業訓練センター利用許可申請書（第４号様式）（以下「申請書」という。）を大分高等技術専門校長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。

２　校長は、暴力団の利益となる利用を排除すること等のため、必要に応じ誓約書（様式１）を徴するものとする。

３　校長は、申請書の提出があったときは、これを審査し適当と認める場合は、規則第１３条第２項の大分職業訓練センター利用許可書（第５号様式）（以下「許可書」という。）を利用申請した者に交付するものとする。なお、システムによる利用申込に対しては、許可書の交付の前に、利用を許可する旨の電子メールによる通知を行うものとする。

（利用申込の受付期間）

第５条　施設等の利用申込の受付期間は、利用する日の属する月の２か月前からとする。ただし、システムによる利用申込は申込可能月の初日から利用日の２週間前まで、電話等による利用申込は申込可能月の４日から利用日の２週間前までとする。

２　第１項に規定する４日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日のときは、その日以降で最も近い月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）までの日から受け付ける。

３　利用日が２つの月にわたって連続利用する場合は、利用日の初日の属する月の申込として取り扱うものとする。

４　年間を通して予め計画を立て、会員等に周知する必要がある職業訓練関係講習等を行う団体については、前年度の１０月末までに、年度計画表をセンターの管理を委託する団体の職員（以下「施設管理員」という。）に提出し、施設管理員はこれを調整するものとする。調整を受けた団体は、利用する日の１か月前までに、申請書を校長に提出しなければならない。

５　次の各号に掲げる場合は、第１項の規定にかかわらず随時申し込むことができる。

（１）大分高等技術専門校が主催する行事の場合

（２）県の他の機関が主催する行事の場合

（３）その他校長が特に必要があると認める場合

（利用申込の受付時間）

第６条　施設等の利用申込の受付時間は、システムによる利用申込はとくに制限はなく、電話等による利用申込は規則第１２条に規定する休館日を除く日のうち、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

（利用申込の場所）

第７条　システムによる利用申込は利用しようとする者が所持するパソコンやスマートフォン等から行い、電話等による利用申込は施設管理員に対し直接行う。

（使用料）

第８条　使用料は、大分県使用料及び手数料条例（昭和３１年大分県条例第２７号）に定めるところによる。

２　大分県使用料及び手数料条例別表第１の「冷暖房使用期間中」とは、冷房使用期間は、６月１日から９月３０日まで、暖房使用期間は、１２月１日から翌年３月第１週の金曜日までとする。ただし、冷暖房設備のない実習室については適用せず、暖房期間の終期について、３月第１週の金曜日が１日の場合は、第２週の金曜日とする。

３　使用料は、当分の間、大分高等技術専門校において現金で支払うものとする。

４　次の各号に掲げる場合は、納入通知書により支払うことができる。この場合、許可書は利用する当日に、施設管理員から交付する。

（１）電話等による利用申込を行った者が県外に在住する者等であり、大分高等技術専門校での現金払が困難と認められる場合

（２）その他校長が特に必要があると認める場合

（設備の利用申込）

第９条　設備を利用しようとする者は、研修室等の利用申込と同時に申し込まなければならない。

（利用時間に満たない利用）

第１０条　許可した利用時間に満たない時間の利用でも、許可した利用時間すべてを利用したものとする。

（利用の変更）

第１１条　第４条第３項の規定により利用を許可する旨の通知を受けた者、第８条第３項の規定により現金で使用料を支払って許可書の交付を受けた者、又は第８条第４項の規定により納入通知書により使用料を支払って許可書の交付を受ける者（以下「利用者」という。）は、変更先の日の施設等が空いている場合、１回に限り利用日又は施設等の利用の変更をすることができる。

２　利用の変更の申込にかかる変更先の日は、利用変更許可申請の日を基準にして第５条に規定する利用申込の受付期間内に限られる。

３　利用の変更をしようとする者は、システムによる利用申込の方法ではなく、電話等による利用申込の方法により施設管理員に変更の連絡をした上で、利用日の１週間前までに、規則第１３条第３項に規定する大分職業訓練センター利用変更許可申請書（第６号様式）（以下「変更申請書」という。）を校長に提出しなければならない。

４　校長は、前項の変更申請書の提出があったときは、これを審査し適当と認める場合は、規則第１３条第３項に規定する大分職業訓練センターの利用変更許可書（第７号様式）（以下「変更許可書」という。）を交付するものとする。

５　利用の変更によって、使用料が増額となる場合には、前項の変更許可書の交付を受ける際、その増加する金額を大分高等技術専門校において現金で支払わなければならない。

（利用の中止）

第１２条　利用者は、研修室等の利用を中止することができる。

２　利用を中止しようとする者は、システムによる利用申込の方法ではなく、電話等による利用申込の方法により施設管理員に利用の中止の連絡をした上で、大分職業訓練センター利用中止届（第８号様式）を校長に提出しなければならない。

（使用料の不還付）

第１３条　使用料の不還付については、規則第１６条に定めるとおり、既に納入された使用料は還付しない。

２　規則第１６条ただし書きの規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（様式２）を校長に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第１４条　利用者は、規則第１７条に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）利用者は、施設等を利用する際は、必ず許可書若しくは変更許可書又は利用を許可する旨の電子メールによる通知、及び使用料領収書を施設管理員に提示しなければならない。

（２）利用者は、利用時間内に準備及び撤収を済ませ、利用時間を遵守しなければならない。

（３）利用者は、入場者の生命及び身体の安全を確保するため、研修室等への入場者の数について適正に配慮しなければならない。

（４）行事にかかる入場の誘導、整理、警備、設備の操作や保全等について、利用者が責任

をもって行わなければならない。  
（５）利用者は、利用の許可を受けていない研修室等に立ち入ってはならない。

（６）設備の操作は、利用者が行わなければならない。

（７）講習等に使用する資料等以外に研修室等に持ち込む資材等がある場合には、予め施設管理員に申し出なければならない。また、次に掲げるものを校長の承認を受けずに持ち込んではならない。

ア　他の利用者の迷惑になるような音を発し、又は煙霧を発生する仕掛けのあるもの

イ　悪臭、異臭を発し、又は腐敗のおそれのある素材を使用したもの

ウ　刃物等人に危害を及ぼすおそれのあるもの

エ　砂利、砂、土等を直接床面に置いたり、床面を汚損し、又は毀損するおそれのあるもの

オ　天井から直接吊り下げるもの

カ　動物（ただし盲導犬等身体障害者を補助する犬、介助犬は除く。）や危険物等

キ　発火又は引火しやすいもの

ク　法律に抵触するおそれのあるもの

ケ　その他管理上支障となると認められるもの

（８）研修室等にある机、椅子、その他の備品は、校長の承認を受けずに他の部屋に移動させてはならない。

（９）許可された研修室等で飲食することはできる。ただし、アルコール類は禁止とし、弁当やお茶の殻等は、利用者が責任をもって処理しなければならない。

（10）センター敷地内は禁煙であり喫煙はしてはならない。ただし、特定屋外喫煙場所での喫煙はすることができる。

（11）ごみは、利用者の責任で片づけ、放置することのないようにしなければならない。

（12）利用者は、研修室等を利用する場合は、他の利用者に対し著しく迷惑をかける行為

（騒音、悪臭、暴力的不良行為等）等をしてはならない。

（施設管理者の立入り）

第１５条　管理上必要がある場合は、施設管理者は許可をした研修室等に立ち入ることができる。

（盗難、紛失等の取扱い）

第１６条　センター内での盗難、紛失等による損害については、センターは一切の責任を負わない。

（非常時の取扱い）

第１７条　利用者は、予めセンター内の避難経路、非常口の位置等を確認し、万一、火災、地震等の非常事態が発生したときは、直ちに研修室等の利用を中止し、施設管理者の指示に従い、入場者等の避難誘導を行わなければならない。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、施設等の利用及び管理について必要な事項は、校長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

この要綱は、令和４年７月１５日から施行する。

ただし、第８条第２項に規定する冷暖房使用期間は、令和５年４月１日から適用する。